

	No	事業名	事業概要	平成18年度 計画	平成18年度 実績	所管局
1. あらゆる分野への参画の促進						
(3) 家庭との両立支援						
子育てに対する支援						
ア. 保育サービスの充実						
	22	認証保育所の設置促進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進する。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型がある。	・A型 282カ所 ・B型 119カ所	・A型 266カ所 ・B型 90カ所	福祉保健局
	23	認証保育所に関する不動産取得税、固定資産税等の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税及び区部の固定資産税・都市計画税を減免する。	・固定資産税等 ・不動産取得税	・固定資産税等 25箇所 ・不動産取得税 2箇所	主税局
	24	保育所待機児童(0歳児、1歳児)の解消	増大している0,1歳児の保育所入所待機を早期に解消するため、0,1歳児の受入枠の拡大を図る。	(平成18年度から子育て推進交付金に包括化したため補助事業としては廃止)	(平成18年度から子育て推進交付金に包括化したため補助事業としては廃止)	福祉保健局
	25	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図る。	(平成18年度から子育て推進交付金に包括化するため補助事業としては廃止。区部については福祉改革推進事業で対応。)	(平成18年度から子育て推進交付金に包括化するため補助事業としては廃止。区部については福祉改革推進事業で対応。)	福祉保健局
	137 新規	子育て推進交付金(平成18年度新規事業)	子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子どもと家庭を対象とした支援施策の充実を図る。	・全市町村 39カ所	・全市町村 39カ所	福祉保健局
	26	病後児保育	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う。	(平成17年度に次世代育成支援対策交付金に移行し、区市町村に直接交付されることになったため、都事業としては廃止)	(平成17年度に次世代育成支援対策交付金に移行し、区市町村に直接交付されることになったため、都事業としては廃止)	福祉保健局
	27	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業に対し、補助を行う。	35カ所	35カ所	福祉保健局
	28	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助する。	619園	605園	生活文化局
	29	保育室・家庭福祉員の活用	区市町村が実施する保育室運営事業及び家庭福祉員事業の補助を行う。	・保育室 1,397人 ・家庭福祉員 1,648人	・保育室 1,925人 ・家庭福祉員 1,414人	福祉保健局
	30	認可外保育施設保育従事者研修会の実施	認可外保育施設の職員に対し、業務に必要な知識を付与し、技能を修得させることにより、その資質の向上を図り、子どもの福祉を推進する。	・研修対象者数 1,700人	・研修対象者数 2,019人	福祉保健局
イ. 地域での子育て支援						
	31	心の東京革命の推進	次代を担う子どもたちを健やかに育てるため、関係団体や都民と連携して、子育てに悩む親への気軽な相談相手となる「心の東京革命アドバイザー」を育成・活用する。また、このアドバイザーを子育て支援施設や母親学級に派遣し、妊娠時、乳幼児期及び思春期の三期について、子どもをもつ親を対象にした子育て講座(「心の東京塾」)等を実施する。	・アドバイザーの育成・活用 随時 ・心の東京塾(子育て講座) 随時	・アドバイザーの育成・活用 随時 ・心の東京塾(子育て講座) 随時	青少年治安対策本部
	32	子ども家庭在宅サービス	区市町村が行う一時・特定保育事業に対し、その経費の一部を補助する。 (17年度からショートステイ事業、産後支援ヘルパー事業については、次世代育成支援対策交付金へ移行し区市町村へ直接交付されることとなったため、都補助事業としては廃止。なお、トワイライト事業については、平成18年度から子育て推進交付金に包括化するため補助事業としては廃止。区部については福祉改革推進事業で対応。)	一時・特定保育 計231,789日	一時・特定保育 計194,311日	福祉保健局
	33	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービスの提供・調整、援助計画の作成・実施、地域組織化等を行う子ども家庭支援センター事業を実施する区市町村へ一定の補助を行う。 15年度より、児童相談所と連携した見守りサポート事業、虐待防止支援訪問事業等を行う先駆型子ども家庭支援センターを創設。 また、17年度より町村部について、一義的な児童相談を受け止める体制整備を図るため、小規模型子ども家庭支援センターを創設。	先駆型36カ所 従来型18カ所 小規模型2カ所	先駆型31カ所 従来型27カ所 小規模型4カ所	福祉保健局

	No	事業名	事業概要	平成18年度 計画	平成18年度 実績	所管局
	34	子育てひろば機能の整備	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で「親子のつどいの場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行う。 （A型については、平成18年度から子育て推進交付金に包括化するため補助事業としては廃止。区部については福祉改革推進事業で対応。 C型については、平成17年度に次世代育成支援対策交付金に移行し、区市町村に直接交付されることになったため、都事業としては廃止。）	B型 3 9ヶ所	B型 3 9ヶ所	福祉保健局
	35	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行う。 （都加算補助事業については、平成18年度から子育て推進交付金に包括化するため補助事業としては廃止。区部については福祉改革推進事業で対応。）	537クラブ	536クラブ	福祉保健局
	36	児童相談所の運営	18歳未満の子どもに関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行う。	1 1 カ所	1 1 カ所	福祉保健局
	37	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかける。設立した区市町村に対して補助する。	・活動支援 設置意向調査、事業説明会の開催 1 回 実務担当者連絡会議の開催 2 回 普及啓発資料の発行 1, 0 0 0 部 ・運営費補助 設立区市町への助成 4 5 ヶ所	・活動支援 事業説明会の開催 1 回 実務担当者連絡会議の開催 2 回 普及啓発資料の発行 1, 0 0 0 部 ・運営費補助 設立区市町への助成 4 5 ヶ所	産業労働局
	38	子育てパートナー事業の実施	地域の子育て経験者等が子育てに不安や悩みを抱える親や家庭を支援する仕組みをつくる。	平成 1 6 年度 事業終了	平成 1 6 年度 事業終了	教育庁
	39	父親の家庭教育参画促進事業	企業等の協力を得て、広く都民にPRし、父親の家庭教育への参画を促す事業を実施する。	平成 1 6 年度 事業終了	平成 1 6 年度 事業終了	教育庁
	40	児童虐待への取組の推進	関係機関が連携して、児童虐待の早期発見、迅速かつ的確な対応を図る。	家庭内等における暴力問題対策連絡会議を通して実施(再掲No.65参照) 児童相談所の運営(再掲No.36参照) 育児等健康支援事業（乳幼児健診における育児支援強化事業） 平成 1 7 年度 事業終了 健全育成の観点からの連携 通常業務を通して実施	家庭内等における暴力問題対策連絡会議を通して実施(再掲No.65参照) 児童相談所の運営(再掲No.36参照) 育児等健康支援事業（乳幼児健診における育児支援強化事業） 平成 1 7 年度 事業終了 健全育成の観点からの連携 通常業務を通して実施	生活文化局 福祉保健局 福祉保健局 教育庁 警視庁
	133 新規	児童虐待防止区市町村ネットワークの整備 (平成 1 5 年度新規掲載事業)	地域における児童虐待の防止と早期発見に努めるため、地域の関係機関から構成する児童虐待防止協議会を設置し、区市町村における児童虐待防止ネットワークの構築を図る。	平成 1 7 年度 事業終了	平成 1 7 年度 事業終了	福祉保健局
	137 新規	子育て推進交付金 (平成 1 8 年度新規事業)	(再掲 1 - (3)ー - アーNo137)	(再掲 1 - (3)ー - アーNo137)	(再掲No.137参照)	福祉保健局

	No	事業名	事業概要	平成18年度 計画	平成18年度 実績	所管局
		ウ. ひとり親家庭への支援等				
	41	ひとり親家庭総合支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する各種メニュー事業への補助を行う。	17区市町村	15区市町村	福祉保健局
	42	ひとり親家庭等電話相談事業の実施	日々就労や家事等に追われているひとり親家庭等に対し、利用しやすい日・祝日に電話相談を行う。	65日	65日	福祉保健局
	43	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	15名（市配置分）	16名（市配置分、西多摩福祉事務所分）	福祉保健局
	44	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助する。	127,406時間	127,573時間	福祉保健局
	45	母子福祉資金の貸付	配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものに対し、各種資金の貸付けを行う。	8,434件	7,823件	福祉保健局
	46	公共職業訓練の実施	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給する。	職業訓練手当の支給 総定員366名	職業訓練手当の支給 427名	産業労働局
			また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図る。	母子家庭の母等の職業的自立促進 200名	母子家庭の母等の職業的自立促進 181名	
	47	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	・ひとり親家庭に対する都営住宅の入居を拡大するために、ポイント方式による選考等を行う。	・年2回募集（2月、8月）	・年2回募集（2月、8月）	都市整備局
			・ひとり親家庭に対する都営住宅の入居を拡大するために、抽選方式による選考の際に、一般に比べて7倍程度の優遇抽選を行う。	・年2回募集（5月、11月）	・年2回募集（5月、11月）	
			・母子生活支援施設転出者に対する都営住宅の入居の拡大	・年2回割り当て 80戸程度（年間）	・年2回割り当て 73戸（年間）	
			・母子アパートの受付・入居	・年6回受付	・年6回受付	

	No	事業名	事業概要	平成18年度 計画	平成18年度 実績	所管局
エ．育児休業等の支援及び情報提供						
	48	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、生活資金を融資する。	・融資目標額 1,000万円	・融資目標額 1,000万円	産業労働局
	49	企業向けの普及啓発	職業生活と地域・家庭生活の両立が図れるよう、育児介護休業法等の周知や労働時間短縮に向けて、企業を啓発する。	・教育啓発パンフレットの発行 4,000部 ・使用者向けセミナーの開催 年24回	・教育啓発パンフレットの発行 4,000部 ・使用者向けセミナーの開催 年25回	産業労働局
	142 新規	次世代育成企業の支援（18年度新規事業）	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRすることにより、仕事と子育てなど家庭生活との両立が可能な雇用環境の整備を働きかける。	・サポート企業 7社	・サポート企業 7社	産業労働局
	50	家庭向けの情報提供	家庭との両立支援を進めるために、育児休業制度などの情報を提供する。	平成17年度 事業終了	平成17年度 事業終了	生活文化局
オ．行動しやすいまちづくり						
	51	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議する。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡協議会を開催し、情報交換や意見調整を行う。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務	福祉保健局
	52	福祉のまちづくり事業の実施	- ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業 - だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 - 鉄道駅エレベーター等整備事業 - だれにも乗り降りしやすいタクシー整備事業（H17新規事業） - 鉄道駅エレベーター等整備事業 - 鉄道駅へのだれでもトイレ設置 - ノンステップバスの導入	4自治体 327両 25駅 50両 - エレベーター（年度末累計 84駅177基） 供用開始 11駅20基 - エスカレーター（年度末累計 103駅756基） 供用開始 2駅2基 - だれでもトイレ 2駅 - ノンステップバス 116両	4自治体 324両 21駅 23両 - エレベーター（年度末累計 83駅172基） 供用開始 9駅16基 - エスカレーター（年度末累計 103駅755基） 供用開始 2駅2基 - だれでもトイレ 3駅 - ノンステップバス 116両	福祉保健局 交通局

No	事業名	事業概要	平成18年度 計画	平成18年度 実績	所管局
介護・高齢者に対する支援					
ア・介護への支援					
53	在宅介護サービス	・訪問介護(ホームヘルプサービス) 家庭での入浴、排せつ、食事の介護や身の回りの世話をホームヘルパーが援助する。 ・訪問入浴介護 巡回入浴車が家庭を訪問して入浴の介護を行う。 巡回入浴車が家庭を訪問して入浴の介護を行う。 ・訪問看護 看護職員等が、要介護者の家庭を訪問し、看護を行う。 ・訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士が、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立を助けるための訓練をする。 ・通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンター等、または、医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。 ・短期入所生活保護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等または医療機関等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を受ける。	22,155,670回/年 671,086回/年 1,579,847回/年 76,573回/年 通所介護 4,414,580回/年 通所リハビリテーション 1,212,771回/年 1,561,649日/年 *東京都高齢者保健福祉計画(平成18年度～平成20年度)におけるサービス目標量	22,155,670回/年 671,086回/年 1,579,847回/年 76,573回/年 通所介護 4,414,580回/年 通所リハビリテーション 1,212,771回/年 1,561,649日/年 *東京都高齢者保健福祉計画(平成18年度～平成20年度)におけるサービス目標量	福祉保健局
54	認知症高齢グループホーム	認知症高齢者が、小規模で家庭的な共同生活住居において、専門スタッフによる支援を受けながら自立した生活を送ることと、認知症の進行を穏やかにし、生活の質の向上を図る。	・新規 ・継続 103ユニット	・新規 ・継続 18ユニット 26ユニット	福祉保健局
55	介護保険施設の整備 (特別養護老人ホーム)	区市町村及び社会福祉法人が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助する。	・新規 ・継続 12カ所 9カ所	・新規 ・継続 11カ所 12カ所	福祉保健局
56	介護保険施設の整備 (老人保健施設)	区市町村等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助する。	・新規 ・継続 9カ所 8カ所	・新規 ・継続 3カ所 8カ所	福祉保健局
57	介護施設の整備 (介護療養型医療施設)	介護保険制度における施設サービスの基礎となる療養病床(介護保険適用)の整備促進を図る。	平成17年度 事業終了	平成17年度事業終了	福祉保健局

	No	事業名	事業概要	平成18年度 計画	平成18年度 実績	所管局
	イ．高齢者の自立支援					
	58	しごとセンター事業の推進 （高齢者の雇用就業支援） （平成16年度新規掲載事業）	・しごとセンター事業の実施 しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談や高齢者を活用する事業主に対する相談、施設の提供などを行う。	・東京都しごとセンターにおける高齢者の雇用就業支援 ・高年齢者就業相談所 3所	・東京都しごとセンターにおける高齢者の雇用就業支援 ・高年齢者就業相談所 3所	産業労働局
		シルバー人材センター事業の推進	・シルバー人材センターに対する助成 シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村に対して補助する。	5 8 区市町村	5 8 区市町村	
	59	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	・アクティブシニア就業支援センターに対する助成等 身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備する。	1 9 区市に補助	1 9 区市に補助	産業労働局
	60	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が緊急事態に陥ったとき、または火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行うものである。	・緊急通報システム 新規 1,369世帯 ・火災安全システム 新規 657件 （火災警報器） ・緊急通報システム受信業務 ・火災安全システム受信業務	・緊急通報システム 新規 1,354世帯 ・火災安全システム（専用通報機） 新規 47台 *火災警報器でなく専用通報機が対象となった。 ・緊急通報システム受信業務 ・火災安全システム受信業務	福祉保健局 消防庁
	61	シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はLSA(生活援助員)を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピアを供給する。	9,820戸（累計） 3 0 0 戸（都営住宅の建設等）	9,824戸（累計） 5 9 戸（都営住宅の建設等）	福祉保健局 都市整備局
	62	高齢者向け住宅の提供	・高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成 高齢者が安全・安心に住める賃貸住宅として認定したものについて建設費や家賃減額への補助を行う。 ・単身者向け都営住宅の公募 住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給する。	2 5 0 戸（認定予定） 募集戸数 800戸程度	2 8 戸（認定） 募集戸数 695戸	都市整備局
	ウ．行動しやすいまちづくり					
		福祉のまちづくりの普及・推進	(再掲No.51、No.52参照)	(再掲No.51、No.52参照)	(再掲No.51、No.52参照)	福祉保健局
		福祉のまちづくり事業の実施	(再掲No.52参照)	(再掲No.52参照)	(再掲No.52参照)	交通局

* No.133は平成15年度以降の新規掲載事業であり、内容に応じ、各々の体系の中に掲載した。

No.133：1-(3)-イ「児童虐待防止区市町村ネットワークの整備」(福祉保健局)

No.137：1-(3)-ア「子育て推進交付金」(福祉保健局)

No.142：1-(3)-イ「次世代育成企業の支援」(産業労働局)